



2021年9月17日

各 位

会社名 株式会社 アルメディアオ  
 代表者 代表取締役社長 高橋 靖  
 (コード番号 7859 東証第二部)  
 問合せ先 取締役 経理・情報開示・IR担当  
 関 清 美  
 電話番号 042-511-0500 (代表)

**第三者割当により発行される第8回新株予約権の発行及び  
 コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、2021年9月17日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先とのコミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

## 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2021年10月4日
(2) 新株予約権の総数	3,670個
(3) 発 行 価 額	総額5,394,900円（新株予約権1個につき1,470円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	3,670,000株（新株予約権1個につき1,000株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は135円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は3,670,000株です。
(5) 資 金 調 達 の 額	519,194,900円（差引手取概算額：513,194,900円） （内訳）新株予約権発行による調達額：5,394,900円 新株予約権行使による調達額：513,800,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。
(6) 行 使 価 額	当初行使価額 140円 当初行使価額は、2021年9月17日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%であります。 また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正することができます。但し、修正後の行使価額

	<p>が、下限行使価額を下回ることはありません。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降に修正後の行使価額が適用されます。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできません。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。</p>
(7) 募集又は割当て方法 (割当予定先)	<p>マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社(以下、「マイルストーン社」といいます。)に対する第三者割当方式</p>
(8) そ の 他	<p>① 行使条件 本新株予約権の行使により、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(2021年9月17日)時点における当社発行済株式総数(14,802,316株)の10%(1,480,231株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>② 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日の翌日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>③ 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するとされています。</p> <p>④ 本契約における定め 上記のほか、割当予定先と当社との間で締結予定の本契約において、次の規定がなされます。</p> <p>&lt;本新株予約権の行使指示&gt; 割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の場合には当社から割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の130%(182円)を超過した場合(以下、かかる場合を「条件①」という。)、当社は、条件①が成就した日の出来高の15%を上限に、割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。</li> </ul>

	<p>・東京証券取引所における5連続取引日の終値単純平均が行使価額の150% (210円) を超過した場合 (以下、かかる場合を「条件②」という。)、当社は、条件②が成就した日の出来高の20%を上限に、割当予定先であるマイルストーン社に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <p>上記行使指示を受けた割当予定先であるマイルストーン社は、当該行使指示を受けた日から10取引日以内に当該行使指示にかかる本新株予約権を行使します。</p> <p>なお、本行使指示は2連続取引日続けて指示できず、行使指示の株数は、直近7連続取引日 (条件成就日を含む。) の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である高橋靖が締結した株式貸借契約に基づく貸借株式数内 (800,000株) としております。また、当社が行使価額の修正にかかる取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正にかかる通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。</p> <p>&lt; 新株予約権の取得請求 &gt;</p> <p>割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前 (2023年9月3日) の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額 (1,470円) で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。</p>
--	--

(注) 本新株予約権の発行要項を末尾に添付しております。

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

ナノマテリアル事業の工場建設費用調達のため、本新株予約権を発行いたします。

当社は、耐火材料及び関連製品、電子部品用副資材の販売、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクの販売、産業用及びAV機器用光ドライブの開発・製造・販売、業務用テストディスクの開発・製造・販売、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売を行っております。

当社は毎年、中長期的な会社の経営戦略として中期経営計画をローリングし、年度毎に計画を見直しておりますが、2021年5月14日付「中期経営計画2021の実施について」にて発表いたしましたとおり、事業構造改革のスピードを上げ、機能性材料メーカーへの転換を図ることを基本方針としております。現在、基本方針に基づき、売上の拡大、生産体制の確立を図り、ナノマテリアル事業のスピードアップを進め、2024年3月期には売上高615百万円、年間生産量36トンを目指します。

ナノマテリアル事業は、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売を目的として2019年4月より事業を開始し (2019年4月17日付「新たな事業の開始に関するお知らせ」をご参照ください。)、粉体カーボンナノファイバーそのもの及びこれらを様々な樹脂に配合したコンパウンド、塗料を有償にて販売しております。

当社のカーボンナノファイバー (以下、「当社製品」といいます。) の特徴は、最終製品に使われる

樹脂に低濃度から高濃度まで配合が可能で、分散性にも優れているので、様々な成型部品に使用することで、部品の細部にまでカーボンナノファイバーを行き渡らせることができます。

これにより、樹脂への高濃度配合の場合、今までのカーボンファイバーやカーボンナノチューブでは成し得なかった樹脂の機械的強度(強度・弾性率)、電気伝導性、熱伝導性を飛躍的に向上することができる様になりました。

機械的強度(強度・弾性率)が向上し、薄肉軽量で高靱性、非磁性、高電気伝導性・熱伝導性を特徴とする樹脂部品、塗料が構成できることから、既存の金属製部品を置き換える提案を航空・宇宙、自動車、インフラ、スポーツ用具産業をはじめ広範な業界に対し行っております。

また、樹脂への低濃度配合の場合、当社製品の分散性が良いため、誘電損失が大きくなり、電波吸収性能が大きく発揮されることから、自動車業界に対して、機械的強度(強度・弾性率)を活かした外装部品の軽量化、自動運転車のレーダーセンサー周りの電波吸収材への適用の提案も行っております

(2021年5月24日付「自動運転用レーダー波制御用CNF複合樹脂コンパウンドを開発」をご参照ください。)

2019年事業開始から、要望のあった顧客へ当社製品のサンプルを提供し、評価を受けて、また次の評価のためのサンプルを作成する工程を繰り返し、評価が進む顧客においては、有償でのサンプル出荷が増加してまいりました。ここに来て、特に航空・宇宙、自動車、インフラ産業等からの強い引き合いをいただくようになってきており、直近では航空・宇宙産業の有力企業と共同開発の契約を締結したこと、自動車産業の有力企業と秘密保持協定の延長が合意されたこと及びインフラでは試験施工ではあるものの公共工事に供されることが決定されたことが特筆されます。このようにサンプル評価が進展していく中で、量産化本採用に向けた体制強化、中規模試作・生産の統合拠点として、本年8月16日に東京都東村山市に東村山事業所を開設いたしました(2021年8月3日付「東村山事業所の開設に関するお知らせ」をご参照ください。)。これにより、設備の統合や営業部門及び技術部門が1拠点に集約され、情報共有や顧客のニーズに対し、より迅速に対応できる体制となりました。

当社は、ナノマテリアル事業開始時より、量産サンプル採用、本格採用を目指してまいりました。中期経営計画2021におきましても、本格工場の稼働を視野に入れております。東村山事業所開設は、量産化本格採用に向けての体制づくりのためでもあります。

今後、サンプル評価のステージがより上がっていく中で、当社は、本格採用に至った場合の生産日程や生産量について、具体的な計画を顧客に示すこととなります。また、現在、提案をしている顧客の当社製品採用のタイミング次第では、東村山事業所のみでは生産量が不足する見込みであります。

そこで当社は、以前より企業立地協定を締結しておりました福島県双葉町中野地区において、本格工場の建設を決定し、中期経営計画2021の計画に沿って2023年度中の本格工場稼働を目指すこととし(2021年9月6日付「工場建設に関するお知らせ」及び本日付「(開示事項の経過)工場建設に関する資金計画の一部変更について」をご参照ください。)、この工場建設における投資資金を新たに確保することといたしました。これにより年間生産量36トンが可能となります。

以上を踏まえ、既存株主の利益に十分配慮し、株価への影響、希薄化率等を考慮し、慎重に検討を行った結果、新株予約権の発行を決議いたしました。「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しましたとおり、当初行使価額による資金調達の差引手取概算額を513百万円と想定しております。ナノマテリアル事業の工場建設費用全体としては、1,161百万円を必要としており、その内、差引手取概算額513百万円を建屋建設費用に充当いたします。不足資金については、金融機関からの借入れ及び自己資金を充当する予定であります。

本件は、今後、当社が「中期経営計画2021」に掲げている機能性材料メーカーへの転換を図るため、ナノマテリアル事業のスピードアップを行うことを目的としており、今回の取組みにおいて、既存の株主をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと考えております。

なお、具体的な資金使途につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

## 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

### (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、公募増資、第三者割当増資、銀行借入等の資金調達手段を検討いたしました。公募増資については、調達に要する時間及びコストが第三者割当増資より割高であること、第三者割当増資による新株式の発行については、将来の1株当たりの期待利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられ、また、主要取引先を中心に第三者割当増資による新株式の発行の検討を行いました。引受の了承を得られる先を見出すことは困難であったため、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。間接金融（銀行借入）による資金調達については、調達環境は良好であるものの、「2. 募集の目的及び理由【本新株予約権の発行の目的及び理由】」に記載のとおり、本資金調達方法により、必要資金に達しない不足資金分の補完方法として、考えております。

なお、ナノマテリアル事業については、設備投資額が先行するため、事業損益がプラスになるまで数年かかる見込みであり、運転資金が減少することが考えられます。そのため、大型の新規設備投資資金につきましては、一部を新株予約権の発行で調達することといたしました。

### (2) 本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）について

本資金調達方法は当社が主体となり一定の条件のもと新株予約権の行使指示を行うことができることが大きな特徴であり、また、下記に記載のとおり既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するスキームとなっていることから、現時点において他の増資施策と比較して優れていると判断いたしました。また、本資金調達の検討にあたり具体的に当社が新株予約権の割当予定先に求めた点として、(ア) 純投資であることの表明と実際に純投資実績を有すること、(イ) 株主価値の急激な希薄化をもたらさないこと、(ウ) 大株主として長期保有しないこと、(エ) 株式流動性の向上に寄与するとともに予期しない株主の出現を防ぐために、取得した株を相対取引ではなく市場で売却すること、(オ) 環境や状況の変化に応じて当社がより有効な資金調達手段を見出せた場合に迅速に買戻しが実行できるように取得条項を付すこととあります。マイルストーン社との協議の結果、同社からこれらの当社の要望を受け入れた上で本資金調達に応じることが可能であるとの回答が得られました。結果として、当社が選択した本資金調達方法は、他の資金調達方法と比較して以下の点が優れているものと判断しております。

#### ① 株式価値希薄化への配慮

本新株予約権は、潜在株式数が3,670,000株と一定であり、当社の判断において行使価額の下方修正を行った場合でも株式価値の希薄化が限定されております。

割当予定先は純投資目的であるため、当社の業績・株式市況環境により株価が行使価額を上回らない場合、本新株予約権の行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、割当予定先であるマイルストーン社は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを担保するため、本新株予約権の発行決議日（2021年9月17日）時点における当社発行済株式総数（14,802,316株）の10%（1,480,231株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。また一方で、行使価額を一定以上上回った場合には、当社が割当予定先に対し、一定割合の行使指示が可能な条項を付しております。これらにより、既存株主の皆様の株式価値希薄化に配慮しつつも資金調達が可能と考えております。

#### ② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行済株式総数は、当社発行済株式総数の24.79%（3,670,000株）であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を、順次市場にて売却することで、流

動性の向上が見込まれます。

### ③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日の翌日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会決議により、マイルストーン社に対して取得日の通知又は公告を行ったうえで、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。

これにより、当社がより有利な資金調達方法、若しくはより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

### ④ 行使の促進性

本新株予約権の内容及び本新株予約権の割当予定先であるマイルストーン社との間で締結が予定されている本契約においては、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となる後述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載する特徴を盛り込んでおります。

当社といたしましては、本資金調達スキームを実施し、時機を捉えた事業資金の投入により、早期に業績向上させることで、既存の株主の皆様をはじめステークホルダー各位の利益向上に繋がるものと考えております。

## 【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、行使価額の修正を行うことで、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断できる一方で、下記に記載するコミットメント条項（行使指定条項）を通じて、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

### （1）行使価額の修正

行使価額は当初行使価額にて原則固定されておりますが、当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。行使価額の修正が決議された場合、行使価額は、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げ）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはありません。また、当社取締役会の決議により行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとします。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければ、当社は新たな行使価額修正をすることができません。

行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落時には資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。他方で、行使価額修正を行ってから新たな行使価額修正を行うには直前の行使価額修正から6ヶ月以上経過しなければならないとすることで、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等に該当せず、そのため、発行手続きにかかる時間・費用面のコストを最小限に抑えることができます。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

### （2）行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の一定割合を超過した場合（かかる場合を以下、「条件成就」といいます。）、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下、「行使指示」といいます。）することができます。行使指示を受けた割当予定先は、原則として10取引日以内に当該行使指示にかかる本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待され

ます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%（182円）を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%（210円）を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日の東京証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示は2日続けて行うことはできず、直近7連続取引日（条件成就日を含む。）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計は、マイルストーン社と当社の代表取締役社長である高橋靖が締結した株式貸借契約に基づく貸借株式数（800,000株）から当該直近7連続取引日（条件成就日を含む。）以内にマイルストーン社が既に本新株予約権を行使した株式数を控除した数を上限とすることとしております。また、当社が行使価額の修正にかかる取締役会決議を行った場合には、当該決議の直前11取引日以内に行われた本行使指示は無効となり、当社は、行使価額の修正にかかる通知を行った日の翌日までは本行使指示を行うことはできません。

### （3）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使により、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2021年9月17日）時点における当社発行済株式総数（14,802,316株）の10%（1,480,231株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない旨の行使制限条項が付されております。

かかる行使制限条項により、割当予定先が当社との合意に反して大株主として長期保有することを防止することができ、また、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することも可能となります。

### （4）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日の翌日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### （5）取得請求

割当予定先は、行使期間満了の1ヶ月前（2023年9月3日）の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は当社の発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合若しくは上場廃止となった場合には、いつでも、当社に対し取得希望日から5取引日前までに事前通知を行うことにより、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得希望日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することを請求することができ、かかる請求がなされたときは、当社は、当該取得希望日に、当該請求にかかる本新株予約権を取得します。

## (6) 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。なお、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲渡人の本人確認、反社会的勢力と関係がないことの確認、行使にかかわる払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行います。また、当社取締役会の承諾を得て、割当予定先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記(2)記載の行使指示条項を含む本契約上の割当予定先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

本スキームには行使価額を下方修正した場合には、資金調達額が予定額を下回る可能性というデメリットがございますが、上記の通り、当社にとって当該デメリットを上回る優位性があると評価できるものと考えております。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### (1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	519,194,900円
内訳(新株予約権の発行による調達額)	5,394,900円
(新株予約権の行使による調達額)	513,800,000円
発行諸費用の概算額	6,000,000円
差引手取概算額	513,194,900円

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用3百万円、登記関連費用2百万円、その他諸費用(株式事務手数料・外部調査費用)1百万円となります。  
3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	充当予定額 (百万円)	支出予定時期
工場建設費用	1,161	513	2021年11月～2023年10月
a) 建屋建設費用	(573)	(513)	
b) 設備投資	(568)		
c) その他(什器備品類購入費等)	(20)		

- (注) 1. 今回調達した資金について、実際に支出するまでは、当社銀行普通預金口座にて管理することとしています。  
2. 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。上記のとおり、工場建設費用として1,161百万円必要であります。その内訳は建屋建設費用に573百万円、設備投資に568百万円、その他として什器備品類購入費等に20百万円充当する予定であります。当社は、当初行使価額による資金調達の



差引手取概算額を513百万円と想定しており、建屋建設費用に充当いたします。

本資金調達が必要資金1,161百万円に達しない不足資金については、金融機関からの借入れ及び自己資金を充当する予定であります。なお、現時点での計画において金額等記載しておりますが、今後の状況に応じ、適宜見直しを行う可能性があります。

3. 上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載している表の「具体的な用途」は、現時点での優先順位の順に記載しており、優先順位の高位から順次充当する予定ですが、当初計画より変更があった場合や、自助努力により投資予定金額が減額した場合等、その余剰となった投資資金は、上記工場建設費用内の不足している用途に充当いたします。

当社は、2019年9月19日付「第三者割当により発行される第7回新株予約権の発行及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ」で適時開示したとおり、2019年10月7日を割当日として新株予約権の第三者割当による募集を行い、ナノマテリアル事業投資資金の資金調達を行い、2019年12月末日までに、第7回新株予約権は権利行使を完了し383百万円調達しております。なお、充当状況は以下のとおりです。

(2021年8月末日現在)

具体的な用途	金額 (百万円)	実績 (百万円)	残高 (百万円)
① ナノマテリアル事業投資資金	283.3	231.4	51.8
a) 設備投資	(155.3)	(105.4)	(49.8)
b) その他	(128.0)	(126.0)	(1.9)
② 借入金返済	100.0	100.0	0.0
合 計	383.3	331.4	51.8

資金用途の詳細につきましては、次のとおりです。

「2. 募集の目的及び理由【本新株予約権の発行の目的及び理由】」に記載のとおり、当社は、2019年4月よりナノマテリアルの研究開発、製造及び販売事業を開始しております。

カーボンナノファイバーについては、予てより種々の検討を進める中、ナノファイバーの持つ高い電気伝導性、熱伝導性に着目し、塗料への分散、樹脂に炭素繊維を混練するなど研究を進め、凝集といった技術的な課題を1年掛けて解決し、分散させることに成功しました。その後のマーケティング活動により、市場ではカーボンナノファイバーの分散技術にニーズがあることを確認し、そのものの単体の販売、低濃度から高濃度、高分散のコンパウンド、塗料としてサンプル販売をスタートさせ事業化に至っております。

さらに業界に長く携わった有識者を取締役、執行役として招聘、大学研究室との委託研究契約を締結し、当社製品の可能性を検討した結果、機械的強度、熱伝導性、電気伝導性、摺動性、電波特性等のマルチファンクショナルな高機能性複合材及び塗料の生産が実現可能であることが分かりました。

その結果、有望用途での量産技術の開発、多くの有償サンプル販売に発展してまいりましたが、ここに来て、特に航空・宇宙、自動車、インフラ産業等からの強い引き合いをいただくようになってきております。最近では、この中の一部企業と実用化に向けた諸契約を締結しております。

顧客からの量産サンプル要望、本格採用のスケジュールの提示などに応えるため、量産化に耐え得る生産拠点の増強は喫緊の課題で、加えて様々なナノ素材への対応、製品形態や製品群、応用分野の拡大に向けた体制整備を目的とした本格工場の建設を早急に進める必要があり、福島県双葉町の中野地区復興産業団地に工場建設を決定いたしました。

ナノマテリアル事業の工場建設については、当社の重要な事業戦略と位置付けており、当該資金投資に関しては、建屋建設費用573百万円、設備投資資金568百万円、什器備品類購入費等その他投資資金として20百万円を充当する必要があると考え、その合計額は、1,161百万円を予定しております。当社は、当初行使価額による資金調達の差引手取概算額を513百万円と想定しており、建屋建設費用に充当いたし

ます。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

前述の通り、本資金調達により調達する資金をナノマテリアル事業の投資資金に充当し、工場を建設することは、当社の事業構造改革のスピードを上げ、機能性材料メーカーへの転換を図るためであり、事業ポートフォリオの最適化と企業価値の向上につながり、更には株主価値の持続的向上につながると考えております。以上を踏まえ、当社は、かかる資金使途は合理的と判断しております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額の決定については、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス社」といいます。）に対して本新株予約権の公正価値算定を依頼し、価値算定書（以下「本価値算定書」といいます。）を取得しております。プルータス社は、発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、一定の前提（当社株式の株価、ボラティリティ、行使期間、配当利回り、無リスク利子率、行使条件等）の下、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の公正価値を算定しております。当該評価にあたっては、行使価額の修正に上限がないため、発行会社は取得条項を発動しないことを前提に評価を行っております。また、割当先の行動としては株価が行使価額を上回っているときは随時、1回あたり12個の本新株予約権を行使し、行使により取得した全ての株式を売却後に次の行使を行うことを前提にして評価を行っております。なお、割当先が随時本新株予約権を行使することを前提としているため、発行会社による行使指示については行わないことを想定して評価をしております。

そこで、当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額をそれぞれ当該算出結果と同額の1,470円（1株当たり1.47円）といたしました。

本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2021年9月16日）の東京証券取引所における普通取引の終値155円を参考として終値の90%に当たる1株140円（乖離率-9.68%）に決定いたしました。なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月の終値平均160.43円に対する乖離率は-12.73%ですが、当該直前営業日までの3か月の終値平均171.73円に対する乖離率は-18.48%、当該直前営業日までの6か月の終値平均179.10円に対する乖離率は-21.83%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を参考値として採用いたしましたのは、最近数ヶ月間の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

この行使価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、また、これにより算定した発行価額については、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当該判断に当たっては、当社監査等委員会から、下記の各点に鑑み、本新株予約権の発行条件が特に有利な条件に該当するものではなく、適法である旨の意見を受けております。

- ・本新株予約権の構成価値の算定においては、新株予約権の発行実務及びこれらに関連する財務問題に関する知識・経験が必要であると考えられるところ、プルータス社がかかる専門知識・経験を有すると認められること。

- ・ブルータス社は当社と顧問契約関係になく、当社経営陣から独立していると認められること。
- ・上記の二点から、ブルータス社による価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。
- ・2021年9月17日付けのブルータス社の評価報告書に記載された公正価値と発行価額を比較した結果、同額であることから、本新株予約権が有利発行に該当しないと認められること。
- ・本新株予約権の決議を行った取締役会において、本新株予約権の発行条件について、ブルータス社の本価値算定書を参考にしつつ、本新株予約権担当取締役による説明も踏まえて検討が行われていること。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は3,670,000株であり、2021年3月31日現在の当社発行済株式総数14,802,316株に対し24.79%（2021年3月31日現在の当社議決権個数146,885個に対しては24.99%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため機動的な資金調達が可能で、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、当社の株価が上昇し、より有利な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得し、本資金調達の必要性が低くなった場合における株式の希薄化を防止することが可能です。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、2019年3月期△53.69円、2020年3月期△8.88円、2021年3月期△14.68円となっております。本件の資金調達により選択と集中を図り、持続的な成長をすることにより、当期純利益の改善が図れるものと考えております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であるとと考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
(2) 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
(4) 事 業 内 容	投資事業
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	2012年2月1日（注）
(7) 発 行 済 株 式 数	200株
(8) 決 算 期	1月31日
(9) 従 業 員 数	4人
(10) 主 要 取 引 先	株式会社SBI証券
(11) 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
(13) 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当該会社は、当社株式を10,000株保有しております。また、当社との関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社との関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。

取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期
純資産	1,083	1,635	2,251
総資産	2,486	2,629	2,822
1株当たり純資産(円)	5,418,040	8,176,957	11,257,822
売上高	2,668	3,391	4,341
営業利益	146	847	735
経常利益	157	834	747
当期純利益	93	551	616
1株当たり当期純利益(円)	469,366	2,758,916	3,080,865
1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、2012年2月1日にマイルストーン・アドバイザリー株式会社(2009年2月設立、旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。

※ 当社は、割当予定先であるマイルストーン社から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは関係がないことを確認するため、独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区)に調査を依頼いたしました。株式会社トクチョーからは、反社会勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領し、また調査方法について確認したところ、登記簿謄本などの官公庁提出書類等の公開情報や、独自情報等から調査、分析をしたとの回答を得ております。当社は、報告・結果内容は妥当であり、割当予定先の法人、割当予定先の代表取締役、役員又は主要株主(主な出資者)は反社会勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。当社はこれまでも、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先の選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社の事業内容や中長期事業計画について当社の経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提としております。2021年4月後半から資金調達を検討し、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等を候補とし、市場動向を勘案したオペレーションを行っていく方針であることや、当社の経営に介入する意思がないことの確認を進めてまいりました。その中で、当社が過去に発行した新株予約権について、2度の引受実績があることからマイルストーン社に候補を絞り、2021年6月よりマイルストーン社に接触を図りました。

このような検討を経て、当社は、2021年9月17日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、2009年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的と

した株式会社であり、既に日本の上場企業から新株予約権の引受けの実績が多数あり、払込みも確実に  
行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在までに、当社を除く上場企業 50  
社以上に対して、第三者割当による新株式、新株予約権及び新株予約権付社債の引受けを行って  
おります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された  
新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場  
合に限られます。発行会社の株価が権利行使価額を下回って推移する期間があることを勘案いたします  
と、その行使実績からは、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われ  
ていることが推認できます。

したがって、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、適時の資金確保を図るという本  
新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び  
理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可  
能となるため機動的な資金調達が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも適した  
条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際、同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動  
向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の  
経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社とは保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当  
社の企業価値向上を期待した純投資である旨の意向を表明していただいております。本契約において、  
マイルストーン社は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株予約権を当社以外の第三者に譲  
渡することはできない旨が定められる予定です。また、本新株予約権の行使により交付を受けることと  
なる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、2020年2月1日から2021年1月31日にかかるマイルストーン社の第9期事業報告書を受領  
し、その損益計算書により、当該期間の売上高が4,341百万円、営業利益が735百万円、経常利益が747  
百万円、当期純利益が616万円であることを確認し、また、貸借対照表により、2021年1月31日現在  
の純資産が2,251百万円、総資産が2,822百万円であることを確認いたしました。また、当社はマイル  
ストーン社の預金口座の残高照会の写しを受領し、2021年8月31日現在の預金残高が1,413百万円であ  
ることを確認し、払込みに必要な財産の存在を確認いたしました。当社が、マイルストーン社が本新株  
予約権の引受け及び本新株予約権の行使にかかる資金を保有していると判断した理由といたしましては、  
財務諸表の各数値及び預金口座残高により財務の健全性が確認されたことと、本新株予約権の引受け及  
び本新株予約権の行使に必要な現金及び預金を保有していることを確認できたことによるものでありま  
す。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、  
下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行  
為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはなく、また、そ  
の円滑な実施のために、当社の代表取締役社長である高橋靖との間で、当社株式の貸借契約を締結しま  
す。マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社におい  
ても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却すること  
により、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認して  
おります。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込み及び行使に要する金額を有して  
いるものと判断いたしました。

#### (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社の代表取締役社長である高橋靖との間で、2021年10月4日から2023年10月3日までの期間において当社普通株式800,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式の利用目的を、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限る旨合意しております。

#### (6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2021年3月31日現在）	
株式会社SBI証券	11.73%
高橋 靖	6.16%
津田 鉄也	2.70%
楽天証券株式会社	2.29%
松井証券株式会社	1.97%
高橋 正	1.77%
立花証券株式会社	1.42%
布施 真吾	1.33%
鈴木 直人	1.01%
タナカ タメヒロ	0.95%

(注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 募集前の大株主及び持株比率は、2021年3月31日時点の株主名簿を基準としております。

3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は2021年10月4日から2023年10月3日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。

4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

### 8. 今後の見通し

2022年3月期における業績に与える影響は軽微であります。なお、中期的な見通しにつきましては、2021年9月6日付発表の「中期経営計画2021の一部変更について」にてお知らせしております。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

#### (企業行動規範上の手続き)

##### 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希釈化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	3,109,040千円	2,751,684千円	2,681,463千円
営業利益	△62,526千円	55,825千円	△11,321千円
経常利益	△50,624千円	48,021千円	△3,934千円
当期純利益	△506,776千円	△13,471千円	△135,765千円
1株当たり当期純利益	△48.04円	△1.05円	△9.24円
1株当たり純資産	190.66円	177.81円	169.70円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2021年9月17日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,802,316株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	501,000株	3.38%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	-株	-%

(注). 上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始値	186円	161円	122円
高値	302円	268円	318円
安値	141円	103円	111円
終値	176円	122円	173円

② 最近6か月間の状況

	3月	4月	5月	6月	7月	8月
始値	171円	173円	167円	256円	188円	170円
高値	186円	181円	312円	261円	190円	174円
安値	168円	164円	144円	186円	168円	148円
終値	173円	166円	259円	188円	171円	162円

③ 発行決議日前営業日株価

	2021年9月16日
始値	161円
高値	161円
安値	154円
終値	155円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割当日	2019年10月7日
発行新株予約権数	2,800個
発行価額	総額3,640,000円(新株予約権1個につき1,300円)
発行時における 調達予定資金の額	383,540,000円(差引手取概算額)
割当先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
募集時による 発行済株式数	12,002,316株
当該募集による 潜在株式数	2,800,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：2,800,000株 (残新株予約権数0個)
現時点における 調達した資金の額	383,328,973円(差引手取概算額)
発行時における 当初の資金使途	① ナノマテリアル事業投資資金：278百万円 a) 設備投資：150百万円 b) その他(運営費・研究開発費・新規事業)：128百万円 ② 借入金返済：100百万円
発行時における 支出予定時期	① ナノマテリアル事業投資資金：2019年10月～2021年10月 ② 借入金返済：2019年10月～2022年3月
現時点における 充当状況	① ナノマテリアル事業投資資金：231百万円充当しております ② 借入金返済：100百万円充当しております

10. 発行要項

株式会社アルメディオ第8回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社アルメディオ第8回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金5,394,900円
3. 申込期日 2021年10月4日
4. 割当日及び払込期日 2021年10月4日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,670,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)。ただし、本項第(2)



号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 3,670 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 1,470 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。ただし、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、140 円とする。ただし、行使価額は第 11 項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。本号に基づき行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、当該通知が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額に修正される。
- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 ヶ月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には新たな行使価額修正をすることができないものとする。
- (3) 第(1)号にかかわらず、第(1)号に基づく修正後の行使価額が 135 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内} \times (\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額})}{\text{調整後行使価額}} \times \text{に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2

位を切り捨てるものとする。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、取締役会の決議により、必要な行使価額の調整を行う。
  - ① 株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 12. 本新株予約権の行使期間

2021年10月4日から2023年10月3日（ただし、2023年10月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。ただし、第15項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

## 13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の行使により、行使にかかる本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（2021年9月17日）時点における当社発行済株式総数（14,802,316株）の10%（1,480,231株）（ただし、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超えることとなる場合の、当該10%（ただし、第11項第(2)号記載の行使価額の調整事由が生じた場合には適切に調整される。）を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

## 14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日の翌日から6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

## 15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、

新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第12項ないし第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第12項に定める行使期間中に第21項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額及び割当株式数を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。

20. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

21. 行使請求受付場所

株式会社アルメディアオ 株式事務局  
東京都国立市東一丁目4番地12

22. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 久米川支店  
東京都東村山市2丁目8番地20号

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び割当先との間の割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個あたりの払込金額を1,470円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第9項記載のとおりとし、当初の行使価額は、当該発行にかかる取締役会決議日の前取引日（2021年9月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値155円に0.9を乗じて得た金額を基に決定した。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

以 上